

## EC 一般食品表示指令 ( Directive 2000/13/EC )

食料品のラベリング、表示および広告に対する加盟国の法律の近似化に関する 2000 年 3 月 20 日付欧州議会および欧州連合理事会指令 2000/13/EC

( 2001/101/EC、2003/89/EC、2006/107/EC、2006/142/EC、2006/142/EC の改正を含む統合版 )

欧州議会および欧州連合理事会は、欧州共同体設立条約および特にその条約第 95 条を考慮して、

委員会の提案を考慮して、

経済社会委員会の意見を考慮して<sup>(1)</sup>、

欧州共同体設立条約第 251 条に定めた手続きに準拠して活動すること<sup>(2)</sup>、

### 前文

- (1) 食料品のラベリング、表示および広告に関する加盟国の法規制近似化についての 1978 年 12 月 18 日付理事会指令 79/112/EEC<sup>(3)</sup>は、頻繁かつ大きく改正されてきた<sup>(4)</sup>。従って、明瞭性と合理性の理由から、同指令は、単一のテキストに一本化するものとする。
- (2) 食料品のラベリングに関する加盟国の法律、規制および行政規定の相違は、これらを使用した食品の自由な流通を阻害し、不公平な競争につながる可能性がある。
- (3) 従って、これらの法規の近似化は、域内市場の円滑な機能に寄与するものと見られる。
- (4) 本指令の目的は、市場に提供されるすべての食料品についてあまねく適用される一般的性質の共同体規則を制定することにあるものとする。
- (5) 特定の食料品にのみ縦割りに適用される特別な性質を有する規則は、これらを使用した食品を扱う規定に定めるものとする。
- (6) 食料品のラベリングに関する規則について第一に考慮すべきことは、消費者に知らせるおよび消費者を保護する必要性であるものとする。
- (7) この必要性は、加盟国が条約の規則を遵守し、言語に関する要件を課することができることを意味する。

---

<sup>(1)</sup> 1999 年 9 月 10 日付官報 C258、ページ 12 掲載。

<sup>(2)</sup> 2000 年 1 月 18 日付欧州議会見解 ( 未刊官報 ) および 2000 年 3 月 13 日付理事会決議。

<sup>(3)</sup> 1979 年 2 月 8 日付官報 L33、ページ 1 掲載。欧州議会および理事会指令 97/4/EC ( 1997 年 2 月 14 日付官報 L43、ページ 21 掲載 )

<sup>(4)</sup> 付属書 IV、パート B 参照のこと。

- (8) 消費者が事実について十分承知の上、自分で選択することを可能にする、食品についての正確な性質および特性を特に提供する詳細なラベリングを行なうことは、自由貿易の障害発生を極小に留めることになり、最も適切なことである。
- (9) 従って、全食料品のラベリングに原則として含まれるものとするすべての情報についてのリストを作成するものとする。
- (10) ただし、本指令の横断的性質は、あらゆる種類の食料品に原則として適用するリストに加えることを要する表示すべてについて、その義務的表示を当初段階において含むことを認めない。後になってから、共同体諸規定が既存の規則を補足する目的で採用されるものとする。
- (11) さらに、具体的内容を持った共同体規則がない場合において、加盟国は、本指令の一般規定に追加できる特定国の規定を定める権利を留保するものとする。ただし、共同体の手続きに従うものとする。
- (12) 上記の共同体手続きは、加盟国が新法の制定を望む場合、共同体の決定した手続きによることを要する。
- (13) 例外的事例において、規定は、通常、課せられている特定義務の適用特例を立法者に行なわせるものとする。
- (14) ラベリングに関する規則は、購入者の誤解を招くまたは食料品に対する薬効成分に帰属する情報の使用も禁止するものとする。効果を期すために、この禁止は、食料品の表示および広告にも適用されるものとする。
- (15) 加盟国間の貿易促進の見地から、最終消費者への販売に先立ち、包装の外側に表示されるものとする重要な要素に関するおよび包装済み食料品について表示を要する特定の義務事項についての情報のみ、その食料品に関する商業書類に表示を要することを規定できる。
- (16) 加盟国は、地域の実際条件および状況によるが、一括流通する食料品のラベリングに関する規則を定める権利を留保するものとする。ただし、このような場合においても、情報は消費者へ提供されるものとする。
- (17) 手続きを簡潔かつ迅速化する目的で、委員会は、技術的性質の施行措置採用の任務を委託されるものとする。
- (18) 本指令の実行に必要な措置は、委員会に与えられた実行権限の行使手続きを定めた 1999 年 6 月 28 日付理事会指令 1999/468/EC に従い、採用されるものとする<sup>(1)</sup>。
- (19) 本指令は、付属書 IV、パート B に定めた指令の移行期限に関する加盟国の義務を侵害することのないものとする。

---

<sup>(1)</sup> 1999 年 7 月 17 日付官報 L 184、ページ 23 に掲載

本指令を採用し、以下を約定する。

#### 第 1 条

1. 本指令は、最終ユーザーなどに流通する食料品のラベリングおよびその表示と広告に関する特定側面に関する問題を扱う。
2. 本指令は、レストラン、病院、社員食堂および類似の大規模ケイタリング業者（以下、「大規模ケイタリング業者」と云う）への提供を意図した食料品にも適用されるものとする。
3. 本指令の目的に対しては、
  - (a) 「labelling（ラベリング）」とは、食料品に関するおよびこの食料品に付属または属する包装、書類、通知、ラベル、輪または環にセットされたあらゆる語句、事項、商標、ブランド名、画像事項またはシンボルを意味するものとする。
  - (b) 「pre-packaged foodstuff（未包装食料品）」とは、包装がどのような場合でも、中身は包装を開封または変更しなければ替えることができない方法で、食料品を完全に入れるまたは一部を入れるかを問わず、食料品および販売に供される前に行なわれたこのような包装で構成された最終消費者および大規模ケイタリング業者などに対する表示についての単一品目を意味するものとする。

#### 第 2 条

1. ラベリングおよび使用の方法は、以下であってならないものとする。
  - (a) 購入者に対して大きな誤解を招く恐れがあるような方法で、特に、
    - (i) 食料品の特徴に関わることおよび特にその性質、識別、特性、構成、数量、耐久性または原産地、製造または生産方法に関すること。
    - (ii) 食料品が保有していない効果または特性とすることによること。
    - (iii) その特徴については、実際に他の類似の食料品のすべてが同様の特徴を持っている場合に、その食料品がその特徴を特別に持っていることと示唆すること。
  - (b) 食料品を人の病気の予防、処方または治療に結び付くナチュラル・ミネラル・ウォーターおよび特別な栄養利用目的の食料品についての共同体規定の適用条件に従うこと。
2. 理事会は、条約の第 95 条に定めた手続きに従い、第 1 項の意味の範囲におけるクレームについて、そのクレーム内容に限定を設けずにリストを作成するものとする。その使用は、事情がどうあれ、禁止または制限されることを要する
3. 第 1 項および第 2 項に言及した禁止または制限は、以下に対しても適用される。
  - (a) 食料品、特にその形状、外観または包装、使用包装資材、その加工方法の表示および食料品の展示の配列。
  - (b) 広告

### 第3条

1. 第4条から第17条への準拠しおよびこれらの条文に含まれる例外を条件とするが、以下の事項のみ、食料品のラベリングに関して義務表示とする。

- (1) 製品の販売名
- (2) 原材料のリスト
- (3) 第7条に規定された特定原材料の数量または原材料の種類
- (4) 包装済食料品の場合は、その正味数量
- (5) 賞味期限、または微生物学の見地から、非常に腐りやすい食料品の場合は、「use by (消費期限)」
- (6) 特別な保存条件または使用条件
- (7) 製造業者または包装業者のまたは共同体域内に設立された販売業者の商号および住所。

ただし、加盟国は、その国内で生産されたバターについては、製造業者、包装業者または販売業者の指示のみを要することを認められるものとする。

第24条に規定された通知の権利を侵害することなく、加盟国は、第2項に従い講じた措置について、委員会および他の加盟国に対してこの通知を行なうものとする。

- (8) 食料品の由来または原産地についての事項で、その提供不履行の場合、その正確な由来または原産地について消費者に大きな誤解を招く恐れがあるもの。
  - (9) 食料品の使用指示書で、これがない場合、食料品の適切な使用が不可能になる恐れのあるもの。
  - (10) アルコール量が1.2%以上含まれた飲料で、実際の量によるアルコール度数。
2. 前項にかかわらず、加盟国は、国内生産の観点から、工場または包装センターについての指示を命じる国内規定を留保することができる。
3. 本条の規定は、重量および寸法に関するより緻密かつ範囲の広い規定の権利を侵害するものではないものとする。

### 第4条

1. 特定の食料品に適用され、食料品全般には適用されない共同体規定は、例外の場合、第3条第1項第2号および第5号に定めた必要条件についての特例を規定することができる。ただし、これが購入者に不十分な情報を与える結果とはならないものとする。
2. 特定の食料品に適用され、食料品全般には適用されない共同体規定は、第3条に記載された事項はラベリング上に表示することを要することを規定することができる。共同体規定が何らもない場合、加盟国は、第19条に定めた手続きに従い、上記の事項を規定することができる。

3. 第1項および第2項に言及された共同体規定は、第20条第2項に定めた手続きに従って採用されるものとする。

## 第5条

1. 食料品の販売用の名称は、これに適用される共同体規定において規定された名称であるものとする。

(a) 共同体規定のない場合、製品の販売用の名称は、その製品が最終消費者または大規模ケイタリング業者に流通する加盟国で適用される法律、規制および行政規定において提供された名称であるものとする。

これが履行できない場合、製品の販売用の名称は、その製品が最終消費者または大規模ケイタリング業者に流通する、または食料品の記述のおよび名称の使用を要する場合は、購入者にその本質を知らせるためにおよび混同する恐れのある他の製品から区別させるために十分に明瞭な加盟国における通例の名称であるものとする。

(b) 生産を担う加盟国において合法的に製造されおよび流通する製品の販売用名称について、流通する加盟国においてその使用も認められるものとする。

ただし、本指令の他の規定、特に第3条に定めた規定の適用が流通する加盟国の消費者に対して食料品の本質を知らせることができない、およびその食料品と混同する可能性のある他の食料品と区別させることができないと見られる場合、その販売用名称表示のすぐそばに他の説明的情報の表示を添えるものとする。

(c) 例外的事例であるが、生産加盟国の販売用名称は、その名称が示す食料品がその構成または製造に関して、(b)の規定が流通する加盟国において消費者に対して正しい情報を十分には確保していない名称の食料品とは余りにも相違している場合には流通する加盟国では使用されないものとする。

2. 商標、ブランド名または有名人の名前はいずれも、製品の販売用名称の代わりとはなり得ない。
3. 製品の販売用名称は、製品についての情報の省略が購入者の頭を混乱させる恐れのある場合、食料品の物理的状況または実行された特定処理（例えば、粉末、冷凍乾燥、冷凍、濃縮、燻製など）に関する事項を含むまたは伴うものとする。

電離放射線で処理されている食料品はいずれも、以下の表示の1つを付けておくことを要する。

・・・ブルガリア語で、「  
」または「  
」

- ・・・スペイン語で、「irradiado」または「tratado con radiación ionizante」
- ・・・チェコ語で、「ozářeno」または「ošetřeno ionizujícím zářením」
- ・・・デンマーク語で、「bestrålet/...」, 「strålekonserveret」, 「behandlet med ioniserende stråling」または「konserveret med ioniserende stråling」
- ・・・ドイツ語で、「bestrahlt」または「mit ionisierenden Strahlen behandelt」
- ・・・エストニア語で、「kiiritatud」または「töödeldud ioniseeriva kiirgusega」
- ・・・ギリシャ語で、「επεξεργασμένο με ιονίζουσα ακτινοβολία」または「ακτινοβολημένο」
- ・・・英語で、「irradiated」または「treated with ionising radiation」
- ・・・フランス語で、「traité par rayonnements ionisants」または「traité par ionisation」
- ・・・イタリア語で、「irradiato」または「trattato con radiazioni ionizzanti」
- ・・・ラトビア語で、「apstarots」または「apstrādāts ar jonizējošo starojumu」
- ・・・リトアニア語で、「apšvitinta」または「apdorota jonizuojančiąja spinduliute」
- ・・・ハンガリー語で、「sugárkezelt」vagy「ionizáló energiával kezelt」
- ・・・マルタ語で、「ittrattat bir-radjazzjoni」または「ittrattat b'radjazzjoni jonizzanti」
- ・・・オランダ語で、「doorstraald」, 「door bestraling behandeld」または「met ioniserende stralen behandeld」
- ・・・ポーランド語で、「napromieniony」または「poddany działaniu promieniowania jonizującego」
- ・・・ポルトガル語で、「irradiado」, 「tratado por irradiação」または「tratado por radiação ionizante」
- ・・・ルーマニア語で、「iradiate」または「tratate cu radiații ionizate」
- ・・・スロバキア語で、「ošetrené ionizujúcim žiarením」
- ・・・スロベニア語で、「obsevano」または「obdelano z ionizirajočim sevanjem」
- ・・・フィンランド語で、「säteilytetty」または「käsitelty ionisoivalla säteilyllä」
- ・・・スウェーデン語で、「bestrålad」または「behandlad med joniserande strålning」

## 第6条

1. 原材料は、本条および附属書I、  
、および a に従い、記載されるものとする。
2. 原材料は、以下の場合は記載不要である。
  - (a) ・ジャガイモを含む新鮮果物および野菜で、皮をむいていない、切っていないまたは類似の処理を行っていないもの。
    - ・炭酸水で、炭酸ガスが入れていることが表示されているもの。
    - ・単一の基礎製品からのみ得られた発酵酢、ただし、他の原材料が何らも添加されていないもの。
  - (b) ・チーズ

- ・バター
- ・発酵乳およびクリーム

ただし、乳製品、酵素および製造に必要な培養菌、または生チーズまたは加工チーズ以外のチーズ製造に必要な塩以外の原材料は何らも添加されていないものとする。

(c) 単一原材料で構成された製品、その場合、

- ・商取引上の名称は、原材料名と同一である。または
- ・商取引上の名称が、原材料の性質を明確に特定可能である、

3. アルコール度数が 1.2%以上含まれた飲料の場合、理事会は、これは委員会の申し出を受けて活動するものであるが、1982 年 12 月 22 日以前に原材料のラベリング規則を定めるものとする。

3 a, 第 3 項に従って制定された食品表示の規定を侵害せずに、第 4 項 (a) で定義され、また付属書 a に列挙されたいかなる原材料も、第 3 項で言及された飲料に含まれる表示において示される。この表示は、当該の原材料名のあとに続く「contains」という言葉を含む。しかし、原材料が既に、原材料リスト内のその種名に含まれている場合、または飲料が売られる名前に含まれている場合は、この表示は必要ではない。必要であれば、第 1 段落で言及した表示の体裁に関する細則は、以下の手順に従って採用される。

- (a) ワイン<sup>(1)</sup>市場の共通組織に関する 1999 年 5 月 17 日の理事会規制 (EC) No 1493/99 の第 1 条 2 項で言及した製品に関しては、同規則の第 75 条に定められている手順。
- (b) アロマワイン、アロマワインベースの飲料、アロマワイン製品のカクテル<sup>(2)</sup>、についての定義、記述、表示に関する一般規定を設けている 1991 年 6 月 10 日の議会規則 (EEC) 1601/91 第 2 条 1 項で言及した製品に関しては、同規定の第 13 条に定められている手順。
- (c) 蒸留飲料<sup>(3)</sup>についての定義、記述、表示に関する一般規定を設けている 1989 年 5 月 29 日の議会規則 (EEC) 1576/89 第 1 条 2 項で言及した製品に関しては、同規定の第 14 条の手順。
- (d) その他の製品に関しては、本指令の第 20 条 2 項に定められている手順。

---

(1) 1999 年 7 月 14 日付官報 L 179 号、1 頁。理事会修正規則 (EC) No 1795/2003 (2003 年 10 月 14 日官報 L 262 号、13 頁)

(2) 1991 年 6 月 14 日付官報 L 149、1 頁。欧州議会及び審議会修正規則 (EC) No 2061/96 (1996 年 10 月 30 日官報 L277、1 頁)

(3) 1989 年 6 月 12 日付官報 L 160、1 頁。欧州議会及び審議会修正規則 (EC) No 3378/94 (1994 年 12 月

4. (a) 「原材料」とは、食料品の製造または調整に使用される添加物を含めた材料を意味するものとし、および形状が変わったとしても最終製品にまだ存在するものとする。
- (b) 食料品の原材料自体がいくつかの原材料から成る製品である場合、このいくつかの原材料が当該食料品の原材料と見なされるものとする。
- (c) 以下は原材料とは見なされないものとする。
- (i) 製造工程の間、一時的に分離され、後で再導入されるが元の割合を超えない原材料の構成物。
  - (ii) 添加物
    - ・ 所与の食料品における添加物の存在が、同食料品の一個以上の原材料に含まれているとの事実にもっぱら起因するもの、ただし、この添加物は最終製品には何らの技術的役割を担うものではないものとする。
    - ・ 加工補助として使用されるもの。
  - (iii) 添加物または香味料に対する溶剤または媒体として厳密に必要な量で使用された材料であるもの。
  - (iv) 添加物でないが、加工助剤と同じ方法、同じ目的で使われ、形状は変化したとしても、最終製品に残存する物質
- (d) 場合によっては、(c)(ii)(iii)に記述された条件が満たされているかどうかについての判断が、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い行なうことができる。
5. 原材料リストは、食料品製造に使用される時点で記録される重量の降順で、食料品の全原材料を含むものとする。このリストは、「ingredients (原材料)」の語句を含む適切な表題を付けて表示するものとする。

ただし、

- ・ 添加された水および揮発性生成物は、最終製品に重量順でリストアップされるものとする。食料品に原材料として添加された水の量は、最終製品の合計量から水以外の使用原材料合計量を控除して計算するものとする。この量が最終製品の重量の 5% を超えていない場合、考慮に入れる必要はない。
- ・ 製造時点で濃縮または乾燥させた形で使用され、その後、還元された原材料は、濃縮または乾燥させる前に記録されて重量順に表示してもかまわない。
- ・ 水を加えて還元することを予定して濃縮または乾燥させた食品の場合、原材料は、還元された状態における割合順でリストアップすることができる。ただし、原材料リストには、「ingredients of the reconstituted product (還元生成物原材料)」または「ingredients of the ready - to - use product (既成生成物原材料)」などの表現を添え

るものとする。

- ・果物と野菜の混合でその割合が重量別で特別に目立つものがない場合、これらの原材料は、別の順序でリストアップすることができる。ただし、原材料リストは、「in variable proportion (種々の割合で)」などの表現を添えるものとする。

- ・果物、野菜、または茸類が、いずれも重さに関して大きな優位を占めず、また変化する程の量が用いられず、食品の原材料として混合物で使われない場合、原材料リストの中で、「種々の割合で」というフレーズに続いて、果物、野菜、茸類のあるリストの前後に続いて「fruit」「vegetable」「mushroom」の名称の下、これらは一つにまとめられる。そして、このようなケースでは、混合物は第一段落に従って、果物、野菜、茸類のある総量に基づく原材料リストに含まれる。

- ・薬味と薬草の混合でその割合が重量別で特別に目立つものがない場合、これらの原材料は、別の順序でリストアップすることができる。ただし、原材料リストは、「in variable proportion (種々の割合で)」などの表現を添えるものとする。

- ・完成した製品の2%以下を占める原材料は、他の原材料のあとで違う順序で表示されます。

- ・類似または相互に代用可能である原材料が、構成物、性質、認められた価値を変えことなく食品の準備段階または製造過程で用いられる可能性のある場合。そしてその原材料が完成品の2%以下を占める限りにおいて、完成品に二つ以上の原材料のうち少なくとも一つは含まれる場合、これらは「contains...and/or」というフレーズによって原材料リストに言及されねばならない。これらの条項は、添加物あるいは付属書 a に列挙された原材料には適用されないものとする。

6. 原材料は、適用可能な場合、第5条に定めた規則に従い、その特定名称で表示されるものとする。

ただし、

- ・付属書 I にリストアップされた種類の1つに属しおよび別の食料品の構成物である原材料は、同種類の名称での表示のみを要する。

付属書 I の分類リストの変更は、第20条第2項に定めた手続きに従って達成できる。

ただし、付属書 I にリストアップされた表示の「でんぷん」は、その原材料がグルテンを含む場合、特定の植物由来の表示により必ず補足を要する。

- ・付属書 I にリストアップされた種類の1つに属する原材料は、その特定名称または EC 番号を受けて、同種類の名称で表示されることを要する。一つの原材料が1種類以上に属するならば、当該の食料品の場合における主要機能に適合する種類を表示す

るもの。

科学および技術知識の進歩に基づくこの付属書の変更は、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い採用されるものとする。

ただし、付属書 にリストアップされた「加工でんぷん」の表示は、その原材料がグルテンを含む場合、特定の植物由来の表示で必ず補足を要する。

- ・ 香料は、付属書 に従い、表示されるものとする。
- ・ 電離放射線処理を伴う原材料の処理表示を規定する特定の共同体規定は、条約の第 95 条に従い、その後に採用されるものとする。

- 7 共同体規定または何らの規定もない場合、国内規定で特定食料品の販売用名称は特定原材料の言及を伴うものとするを定めることができる。

第 19 条に定めた手続きは、このような国内規定に適用されるものとする。

本項に言及された共同体規定は、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従って採用されるものとする。

- 8 第 4 項(b)に言及された場合、合成原材料は、これが合計重量を単位として法律によって定められているまた慣習で定着している限り、それ自身の表示で原材料リストに含むことができる。ただし、その原材料リストに直ちに含まれるものとする。

ただし、上記のリストは以下については、義務ではない。

- (a) 現在の E C 規則において合成原材料の構成が明確にされている場合で、合成原材料が完成品の 2 %以下を占める限りにおいて。ただし、この例外は、第 4 項(c)に従い、添加物の場合には適用されないものとする。
- (b) 完成品の 2%以下を成すスパイスそして/あるいはハーブのミックスを構成している合成原材料の場合、ただし、この例外は、第 4 項(c)に従い、添加物の場合には適用されないものとする。
- (c) 複数の原料からなる原材料が共同体の法令に基づき原材料リストにおいて義務付けられていない食料品である場合。

- 9 第 5 項にかかわらず、以下については、水分含量は特定する必要はない。

(a) 水が濃縮または乾燥の形で使用された原材料を還元目的だけのために、製造工程で

使用される場合、

(b) 通常は消費されない液状媒質の場合。

10 第2項、第6項第二段落、第8項第二段落にかかわらず、食品の製造に使われる、また完成品に残って存在するいかなる原材料も、たとえ形が変わっており、付属書 a のリストまたは付属書 a の原材料リストに由来するものであったとしても、原材料名を明確に言及した表示を示さなければならない。

第一段落で言及した表示は、食品名が当該原材料を明確に言及して販売されているのであれば、要請されない。

第4項(c)、  
、  
、にかかわらず、食品の製造に使用され、また完成品に残って存在するあらゆる物質も、付属書 a のリストに列挙された原材料からたとえ形が変わっていても、またリストに由来するものであっても、原材料由来の名前を明確に言及し、表示しなければならない。

11 付属書 a のリストは体系的に検査され、必要であれば、最新の科学認識に基づいて更新される。この最初の検査は、遅くとも 2005 年 11 月 25 日に行われる。

更新はまた、拒絶反応を引き起こし得ないと科学的に証明されてきた原材料を、付属書 a から削除することにより影響をうけ得る。そのために、委員会は、付属書 a に列挙されている原材料から派生した原材料または物質が、特定の状況下で、拒絶反応の原因とならないかどうかを証明するために研究を行っており、その結果は 2004 年 8 月 25 日までに通知されるだろう。委員会は、2004 年 11 月 25 日を期限として、欧州食品安全局との協議後、通知された研究の最終結果が出るまで、あるいは遅くとも 2007 年 11 月 25 日には、これらの検査に従って付属書 a から除外された原材料と物質に関するリストを採用します。2002 年 1 月 28 日の会議に制定された EC 規則 178/2002 の第 29 条に基づいて出される欧州食品安全局からの意見が得られた後、第二項の規定に反せず、第 20 条 2 項を参照した手続きに従い付属書 a は修正される。本規則は、食品法の一般条項と要件を規定し、欧州食品安全局を設立し、食品安全(1)問題に関する手順を規定している。

必要であれば、第 20 条 2 項の中で言及される手順に従って、付属書 a のリストの解釈に関する技術的なガイドラインが公表される。

## 第 7 条

1. 食料品の製造または調整に使用される原材料の数量または原材料別の数量は、本条に従い記載されるものとする。
2. 第 1 項に言及された表示は、義務とする。

- (a)当該原材料または当該種類の原材料が食料品の販売用の名称でまたは消費者がその名称で通常、連想する名称で表示される場合。
- (b)当該原材料または当該種類の原材料が語句、像、図によるラベリングで強調される場合。
- (c)当該原材料または当該種類の原材料が食品の特性に不可欠であり、名前や外見から混同されるかもしれない他の製品と区別するのに必要な場合。
- (d)第 20 条第 2 項に定めた手続きに準拠して決定された場合。
3. 第 2 項は以下には適用されないものとする。
- (a)原材料または原材料別に。
- ・ 第 8 条第 4 項に従い表示される固形純量、または
  - ・ 共同体規定に基づくラベリングの記載をすでに義務付けられている数量、または
  - ・ 香料の目的で少量、使用される場合、または
  - ・ 食料品がその販売用名称で表示される場合で、数量の変化が食料品を特徴付けるために不可欠でないまたは類似の食品から区別するものはないため、流通する国における消費者の選択するものではないもの。疑問のある場合、本インデントに定めた条件が成就されるかどうかは、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、判断されるものとする。
- (b) 特定の共同体規定が、ラベリング上にその原材料の表示を提供せずに、1 原材料のまたは 1 種類の原材料の数量を細かく規定している場合。
- (c)第 6 条第 5 項の第 4 番目および第 5 番目のインデントに言及された場合において。
- (d) 第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、判断されるもの。
4. パーセンテージとして表示、表現された数量は、1 原材料または複数原材料の使用時点のその数量に一致するものとする。ただし、共同体規定は、特定の食料品についてはこの原則の特例を認めることができる。このような規定は、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、採用されるものとする。
5. 第 1 節に言及された表示は、食料品の販売用名称、またはその名称のそばのいずれかに、または当該の原材料または原材料別に、原材料リストに表示されるものとする。
6. 本条は、食料品の栄養成分ラベリングに関する共同体規則の権利を侵害することなく適用されるものとする。

## 第 8 条

1. あらかじめ包装された食料品の正味数量は、以下に表現される。

- ・液体の場合の容積単位で
- ・他の製品の場合の質量単位で

必要に応じて、リットル、センチリットル、ミリリットル、キログラムまたはグラムを使用する。

共同体規定または何らの規定もない場合、一定の特定食料品に対する国内の適用規定が本規則の適用を制限できる。

第 19 条に定めた手続きは、上記の国内規定に適用されるものとする。

2. (a)ある種の数量表示（例えば、名目数量、最低数量、平均数量など）が共同体規定によって義務付けられている場合、または国内規定に何らも義務付けのない場合、本数量が、本指令の目的に対しての正味数量として見なされるものとする。

第 24 条に規定された通知の権利を侵害することなく、加盟国は、本項に従い講じられた措置 について委員会および他の加盟国に伝えるものとする。

(b) 共同体規定または何らの規定もない場合、種類において数量別に分類されたある特定の食料品については、国内規定が数量についての他の表示を義務付けることができる。

第 19 条に定めた手続きは、このような国内規定に適用されるものとする。

(c)包装された品目が、同一数量の同一製品が入った 2 個以上の個別に包装された品目から成る場合、正味数量は、各個別の包装に入れた正味数量および包装の合計数を記載して表示されるものとする。しかし、個別の包装の合計数が明確に読み取れ、外側からも容易に数えることができる場合、および各個別の包装に入れられた正味数量についての少なくとも 1 表示が外側から明確に読み取れる場合、これらの明細の表示は、義務ではないものとする。

(d)包装された品目が販売単位として見なされていない 2 個以上の個別の包装で構成されている場合、正味数量は、個別の包装の正味数量合計および合計数を表示して示すものとする。共同体規定または何らの規定もない場合、国内規定は、特定の食料品の場合、個別の包装の合計数の表示の義務付けを必要としない。

第 24 条に規定された通知の権利を侵害することなく、加盟国は、本項に従い講じられ

た措置 について委員会および他の加盟国に伝えるものとする。

3. 個数で通常流通する食料品の場合、加盟国は、正味数量の表示を義務付けする必要はない。ただし、品目の個数が外側から明確に読み取れ、容易に数えられものとし、これらができない場合、ラベリング上に表示するものとする。

第 24 条に規定された通知の権利を侵害することなく、加盟国は、本項に従い講じられた措置について委員会および他の加盟国に伝えるものとする。

4. 固形の食料品が液状媒質の状態を提供される場合、食料品の水分を抜いた正味重量もラベリング上に表示するものとする。

本項の目的に対して、「liquid medium (液状媒質)」とは、以下の製品を意味するものとし、おそらくは混合されており、または冷凍または急速冷凍されている場合もある。ただし、液体はその調整の重要な要素の単なる添加物であり、従って、購入者にとっては決定的な要因ではないものとする。以下の製品とは、水、塩水溶液、塩水、食物酸水溶液、酢、砂糖水溶液、他の甘味料水溶液、果物または野菜の場合の果物または野菜ジュースである。

このリストは、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、補足することができる。

水分を抜いた正味重量の検査方法は、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、決定されるものとする。

5. 以下の食料品の場合、正味数量を表示することは義務ではない。
  - (a) その数量または質量で大きな損失を受ける、および購入者の面前で個数または目方で流通するもの。
  - (b) 5 グラムまたは 5 ミリリットル未満の正味数量のもの。ただし、この規定は、薬味および薬草には適用されないものとする。

共同体規定または何らの規定もない場合、特定食料品に対する国内適用規定が、例外的な事例において、5 グラムまたは 5 ミリリットルよりも高い基準を定めることができる。ただし、これが購入者に不十分な情報を与える結果とはならないものとする。

第 24 条に規定された通知の権利を侵害することなく、加盟国は、本項に従い講じられた措置について委員会および他の加盟国に伝えるものとする。

6. 第1項、第2項(b)、(d)、および第5項の第2号に言及された共同体規定は、第20条第2項に定めた手続きに従い、採用されるものとする。

#### 第9条

1. 食料品の賞味期限の日付は、食料品が正しく保存された場合にその固有の性質を保ち続ける限度の日付であるものとする。

これは、第2項から第5項に従い、表示されるものとする。

2. 日付は以下の語句で始まるものとする。
  - ・日付がその日の表示を含む場合、「Best before (・・・前までが賞味期限)」
  - ・他の場合、「Best before end (賞味期限は・・・まで)」
3. 第2項に言及された語句は、以下のいずれかを添えるものとする。
  - ・その日付自体または、
  - ・ラベリング上にその日付が記載されている場所の言及。

必要な場合、上記の事項は、製品を特定期間保存するに際して順守を要する保存条件の説明を伴うものとする。

4. 日付は、暗号化されていない日付順で日、月、および年から成るものとする。

ただし、食料品については、以下となる。

- ・3か月以上は保存を見込んでいない場合、月と日付の表示で十分である。
- ・3か月以上、ただし、最高で18か月までの保存を見込んでいる場合、月と年の表示で十分である。
- ・18か月以上の保存を見込んでいる場合、年の表示で十分である。

日付の表示の仕方は、第20条第2項に定めた手続きに従い、特定することができる。

5. 別の種類の日付表示を課する共同体規定に従い、賞味期限の表示は、以下の対しては義務付けされていないものとする。

・ジャガイモを含む新鮮果物および野菜で、皮をむいていない、切っていないまたは類似の処理を行っていないもの。この特例は、発芽苗およびマメ科植物のスプラウ

トどの類似製品には適用されないものとする。

- ・ワイン、リキュール・ワイン、スパークリング・ワイン、アロマタイズ・ワインおよびブドウ以外の果物から醸造された類似の製品または CN コード 22060091、22060093 および 22060099 に該当し、ブドウまたはブドウ果汁から製造された飲料。
- ・10%以上のアルコールを含んだ飲料
- ・大規模ケイタリング業者への販売を予定した5リットル以上の個別容器でのソフト・ドリンク、フルーツ・ジュース、フルーツ・ネクターおよびアルコール飲料。
- ・その中身を所与とした場合、通常、製造から24時間以内に消費されるパン職人または菓子職人の使用する商品。
- ・酢
- ・食塩
- ・固形砂糖
- ・ほぼ、フレーバー・シュガーおよび/またはカラー・シュガーだけから成る菓子製品
- ・チューンガムおよび類似のそしゃくする製品
- ・個別に分けられたアイスクリーム

## 第10条

1. 微生物学の見地から、非常に腐りやすく、そのため短期間経れば人の健康に直ちに危険をもたらす食料品の場合、賞味期限の日付は、某日付までの「use by (消費期限)」に置き換えるものとする。

2. 日付は以下の語句で始まるものとする。

- ・ブルガリア語で、「преди」
- ・スペイン語で、「fecha de caducidad」
- ・チェコ語で、「spotřebujte do」
- ・デンマーク語で、「sidste anvendelsesdato」
- ・ドイツ語で、「verbrauchen bis」
- ・エストニア語で、「kõlblik kuni」
- ・ギリシャ語で、「ανάλωση μέχρι」
- ・英語で、「use by」
- ・フランス語で、「à consommer jusqu'au」
- ・イタリア語で、「da consumare entro」
- ・ラトビア語で、「izlietot līdz」
- ・リトアニア語で、「tinka vartoti iki」
- ・ハンガリア語で、「fogyasztható」
- ・マルタ語で、「uża sa」

- ・オランダ語で、「te gebruiken tot」
- ・ポーランド語で、「należy spożyć do」
- ・ポルトガル語で、「a consumir até」
- ・ルーマニア語で、「expiră la data de」
- ・スロバキア語で、「spotrebujte do」
- ・スロベニア語で、「porabiti do」
- ・フィンランド語で、「viimeinen käyttöajankohta」
- ・スウェーデン語で、「sista förbrukningsdag」

上記の語句は、以下を伴うものとする。

- ・日付自体の表示、または、
- ・ラベリング上に日付が表示されている場所への言及

これらの事項には、遵守を要する保存条件を添えるものとする。

3. 日付は、日、月および場合によっては年を、この順序および暗号化されていない形で構成されるものとする。
4. 場合によっては、第 1 項に定めた条件が成就されているかどうかを第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、定めることができる。

#### 第 11 条

1. 食料品の使用指示は、食料品の適切な使用を行なわせるような方法で表示されるものとする。
2. 共同体規定または何らの規定もない場合、特定の食料品については、国内規定が、表示されるものとする使用指示方法を特定することができる。

第 19 条に定めた手続きは、このような国内規定に適用されるものとする。

本項に言及された共同体規定は、第 20 条第 2 項に定めた手続きに従い、採用されるものとする。

#### 第 12 条

量によるアルコール度数の表示に関する規則は、関税表題番号 22.04 および 22.05 の対象製品の場合、このような製品に適用される特定の共同体規定に定める規則とする。

アルコール量で 1.2%以上を含む飲料の場合、これらの規則は、第 20 条第 2 項に定められた手続きに従い、定められるものとする。

### 第 13 条

1. (a)食料品が包装された時、第 3 条および第 4 条第 2 項に規定された事項が包装上またはそれに添付されたラベルに表示されるものとする。

(b)(a)の規定にもかかわらずおよび名目数量に関する共同体規定の権利を侵害することなく、包装された食料品が以下の場合、

- ・最終消費者を対象に意図しているが、最終消費者へ販売する前に流通する、および大規模ケイタリング業者への販売がその段階では含まれない場合。
- ・調整、加工、分割または切断の目的で大規模ケイタリング業者への供給を意図した場合、第 3 条および第 4 条第 2 項に規定された事項は、ラベリング情報のすべてを含む商業文書がその言及する食料品を伴うか、または納入の前かまたは納入時点で送付されたことを保証できる場合、食料品に関する商業文書上に記載されることを要する。

(c)(b)に言及された場合、第 3 条第 1 項第 1 号、5 号、7 号および必要に応じて第 10 条に言及された事項も、食料品が流通に提供される場合の包装外側に表示されるものとする。

2. 第 3 条および第 4 条第 2 項に叙述された事項は、容易に理解でき、および見ることができ明瞭に判読できおよび消去できないような方法で目立つ場所に表示されるものとする。

これらの事項は、別に字を書かれる、または絵を描かれることで、隠されたり、分かり難くまたは邪魔されてはならない。

3. 第 3 条第 1 項、第 1 号、4 号、5 号および 10 号に記載された事項は、同じ見える場所に表示されるものとする。

この要件は、第 4 条第 2 項に規定された事項に拡大適用できる。

4. 消去できない表示がなされ、従って、なんらのラベル、輪または環および包装または容器を要しない最大の表面積が 10 平方センチ - トル未満の再利用を意図したガラス瓶の場合、第 3 条第 1 項、第 1 号、4 号、5 号に記載された事項のみ、その表示を必要とする

この場合、第 3 項は適用されないものとする。

5. アイルランド、オランダおよび英国は、再利用を意図したガラス瓶に詰めたミルクおよび乳製品の場合、第 3 条第 1 項および本条の第 3 項の適用を制限できる。

これらの国は、第 1 段落に従い講じられた措置を委員会へ伝えるものとする。

#### 第 14 条

食料品が包装されずに最終消費者または大規模ケイタリング業者への販売用に提供される場合、または食料品が消費者の要求により販売店舗で包装されるまたは直販用に包装される場合、加盟国は、第 3 条および第 4 条第 2 項に明記された事項の表示方法に関する細則を採用するものとする。

加盟国は、これらの事項のすべてまたはいくつかの規定の義務付けを行なわない決定をできる。ただし、購入者はこの場合でも十分な情報を受取るものとする。

#### 第 15 条

本指令は、共同体規定のない場合、置物や土産などの装飾的な包装で提供される食料品のラベリングについては、規制の緩い要件を課する国内法令には影響を与えないものとする。

#### 第 16 条

1. 加盟国は、第 3 条および第 4 条第 2 項に規定された事項が消費者によって容易に理解される言語で表示されていない食料品については、1 個以上のラベリング事項に関して第 20 条第 2 項に定めた手続きに従って決定した措置について消費者が実際に情報を与えられていない限りは、その販売が自国内では禁止されていることを保証するものとする。
2. 製品の流通する加盟国は、その自国内では、共同体の公式言語の中から同加盟国が決定する 1 語以上の言語でこれらのラベリング事項を表示するものとするを、条約の規則に従って規定することができる。
3. 第 1 項および第 2 項は、ラベリング事項が数力国語で表示されることを排除しないものとする。

#### 第 17 条

加盟国は、第 3 条および第 4 条第 2 項に規定された事項の表示方法に関して第 3 条から

第 13 条にすでに記載されたもの以上に詳細な必要条件を定めることを控えるものとする。

#### 第 18 条

1. 加盟国は、特定の食料品または食料品一般のラベリングおよび表示を規定する、共同体規定とは調和しない国内規定を適用し、本指令に定めた規則を順守した食料品の取引を禁止することはできない。
2. 第 1 項は、下記の理由で正当化された、共同体規定とは調和しない国内規定には適用されないものとする。
  - ・ 公衆衛生の保護
  - ・ 詐欺行為の防止、ただし、これは、本指令の定めた定義および規則の適用がこのようない国内規定によって妨げられない場合である。
  - ・ 工業または商業の知的所有権の保護、由来の表示、原産地登録名称および不公正取引防止。

#### 第 19 条

本条についての言及があった場合、以下の手続きは、加盟国が新法の採用を必要と見なす場合に適用されるものとする。

加盟国は、想定した措置について（欧州）委員会および他の加盟国に通知し、その正当化の理由を挙げるものとする。（欧州）委員会は、規制 178/2002(EC)により設立された食品生産流通過程・家畜衛生常設委員会のメンバー加盟国と、このような協議が有益と（欧州委員会が）判断した場合または加盟国が協議を求めた場合、協議を行なうものとする。

加盟国は、委員会の見解が否定的でなければ、上記の通知から 3 か月経てば、上記の想定措置を講じることができる。

上記の事象が起きた場合、上述の期間満了前に委員会は、想定措置が必要な場合の適切な修正を前提として実行しても差し支えないどうかを判断するために第 20 条第 2 項に規定された手続きに着手するものとする。

#### 第 20 条

1. 欧州委員会は、食品生産流通過程・家畜衛生常設委員会（以下、「委員会」と云う）により援助されるものとする。

2. 本項への言及がなされた場合、決議 1999/468/EC の第 8 条の規定を考量しながら、この決議の第 5 条および第 7 条が適用されるものとする。

決議 1999/468/EC の第 5 条第 6 項において言及された期間は、3 か月単位で設定されるものとする。

3. 委員会は、その手続き規則を採用するものとする。

#### 第 21 条

臨時的措置が本指令の適用促進に必要と判明された場合、同措置は、第 20 条第 2 項に規定された手続きに従い採用されるものとする。

#### 第 22 条

本指令は、1978 年 12 月 22 日にすでに採用されている特定の食料品のラベリングおよび表示に関する共同体規定に影響を及ぼさないものとする。

このような規定を本指令に定めた規則と調和させるために必要な修正は、当該規定の各条件に当てはまる手続きに従い決められるものとする。

#### 第 23 条

本指令は、共同体域外への輸出向け製品には適用されるものとする。

#### 第 24 条

加盟国は、本指令の規定する分野において同加盟国の採用する国内法規の重要条項について、そのテキストを委員会が受け取ることを保証するものとする。

#### 第 25 条

本指令は、フランスの海外県にも適用されるものとする。

#### 第 26 条

1. 付属書 、パート A において言及された指令により改正された指令 79/112/EEC は、付属書 、パート B に定めた移行期限に関する加盟国の義務に影響することなく、撤廃されている。
2. 撤廃された指令になされた言及は、本指令への言及として解釈されるものとし、付属書

Vに記載された相関表に従い、読み取ることを要する。

第 27 条

本指令は、欧州共同体官報における公表を受けて、20 日に発効する。

第 28 条

本指令は、加盟国宛である。

2000 年 3 月 20 日、ブリュッセルにて作成

欧州議会代表

議長

N.Fontaine

欧州連合理事会代表

理事長

J.Gama

## 付属書 I

### 特定名称よりも種類名により表示可能な原材料分類

定義	表示
オリーブ・オイル以外の精製油	以下をともなう「Oil (油)」 ・必要な場合「vegetable (野菜の)」または「animal (動物の)」のいずれかの形容詞または、 ・特定の野菜または動物の由来の表示 硬化油の表示には形容詞の「hydrogenated (硬化)」をともなうことを要す。
精製脂	以下をともなう「Fat (脂)」 ・必要な場合「vegetable (野菜の)」または「animal (動物の)」のいずれかの形容詞または、 ・特定の野菜または動物の素性の表示 硬化脂の表示には形容詞の「hydrogenated (硬化)」をともなうことを要す。
2種類以上の穀物種から成る粉の混合	「Flour (粉)」、続いて重量順に表示された穀物リスト
でんぷん、および物理的方法または酵素で改良されたでんぷん	「Starch (でんぷん)」
魚が別の食料品の原材料を構成する場合の魚の全種類。ただし、このような食料品の名称または表示は魚の特定種には言及しないものとする。	「Fish (魚)」
チーズまたは混合チーズが別の食料品の原材料を構成する場合のチーズの全種類。ただし、このような食料品の名称または表示はチーズの特定種類には言及しないものとする。	「Cheese (チーズ)」
食料品の重量の2%を超えない全ての薬味	「Spice(s) (香辛料)」または「mixed spices (混合香辛料)」
食料品の重量の2%を超えない全ての薬草	「Herb(s) (薬草)」または「mixed herbs

チューイング・ガムのガムベース製造に使用されるガム調整の全種類

パン粉を付けて焼いた穀物製品の全種類

スクロース全種類

無水ブドウ糖またはブドウ糖水和物

グルコース・シロップおよび無水グルコース・シロップ

乳タンパク質全種類(カゼイン、カゼイン塩および乳清タンパク質)および混合物

圧搾または精製ココア・バター

ワイン市場の共同組織に関する理事会規制

(EC)1999年5月17日の番号1493/1999に定義されたワイン全種類<sup>(1)</sup>

脂肪の総量と結合組織の内容が下の表示の値を超えない場合、及び肉類が他の食品原材料を構成する場合の、自然に含まれるあるいは付着組織として食用に適合すると認識された哺乳類および鳥類の骨格筋(\*\*)。「mechanically recovered meat」という共同体の定義にあてはまる製品はこの定義からは除外される。

“肉類”という言葉で表された原材料の最大の脂肪と結合組織の原材料内容

種	脂肪(%)	結合組織 (1)(%)
哺乳類(ウサギと豚以外の)と哺乳類の割合の高い混合種	25	25
豚	30	25
鳥類とウサギ	15	10

(1) 結合組織の内容は、コラーゲン含有量と食肉

(混合薬草)」

「Gum base (ガムベース)」

必要な場合、「Crumbs (パン粉)」または「rusks (ラスク)」

「Sugar (砂糖)」

「Dextrose (ブドウ糖)」

「Glucose syrup(グルコース・シロップ)」

「Milk proteins (乳タンパク質)」

「Cocoa butter (ココア・バター)」

「Wine (ワイン)」

「・・・meat (肉)」およびそこから派生する動物の名前(\*)

蛋白質含有量の間比率に基づいて計算される。  
コラーゲン含有量は、8倍に増やされたヒドロキシ  
シプロリン含有量を意味します。

もしこれらの最大限度を超えるものの、しかし  
「meat(肉)」の定義の他の全ての基準が満たさ  
れていれば、「・・・meat(肉)」の内容は下記  
に従って合致されなければならない。そして、原  
材料リストは脂肪や/あるいは結合組織の前に  
「・・・meat(肉)」という言葉を加えて述べな  
ければなりません。

---

<sup>(1)</sup> 1999年7月14日付官報 L179、ページ1.に掲載。

(\*) 英語表示において、この名称は関連する動物の種類の原材料の一般名称に置き換えられ得る。

(\*\*) 横隔膜と咬筋は骨格の筋肉の一部ですが、心臓、舌、頭(咬筋以外の)の筋肉、手根の筋肉、足根と尾は除外されます。

## 付属書

### 種類名での表示およびその後その特定名称または EC 番号を要する原材料分類

色素	加工でんぷん <sup>(1)</sup>
防腐剤	甘味料
抗酸化剤	膨張剤
乳化剤	消泡剤
増粘剤	光沢剤
ゲル化剤	乳化塩 <sup>(2)</sup>
安定剤	小麦粉処理剤
化学調味料	固化剤
酸	湿潤剤
ph 調整剤	増量剤
凝結防止剤	噴射剤

---

<sup>(1)</sup> 特定名称または EC 番号は表示不要。

<sup>(2)</sup> プロセスチーズおよびプロセスチーズをベースとした加工製品のみ。

## 付属書

### 原材料リストにおける香料の表示

- 1.香料は、「香料」または当該香料のより特定された名称の用語またはその説明によって表示されなければならない。
- 2.「自然の」という用語またはそれとほぼ同じ意味を持ったすべての表現は、その香料を使用した部分が、当該指令の第1条第2項cに定めた香料製造<sup>(1)</sup>または調整のための食料品および基礎材料に使用する香料として1988年6月22日付理事会指令88/388/CEEの第1条第2項b-1に定めた香料物質を含む場合にのみ使用できる。
- 3.香料の名称が植物由来または動物由来ということを含意している場合、香料の成分が適切な物理的加工によって、または酵素または微生物学的加工によって、または食料品調整の伝統的加工のみによってまたはほぼそれに近い加工で、食料品または当該の香料の元から分離されている場合を除いては「自然の」またはほぼ同じ意味を持った別の表現を使用することができない。

---

<sup>(1)</sup>1988年7月15日付官報L184、61頁に掲載。委員会指令91/71/CEEの修正指令(1991年2月15日付官報L42、25頁に掲載)。

付属書 IIIa

第6条(3a), (10) 及び (11)において言及された原材料

1. グルテンを含有する穀類（小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト小麦、カムット小麦又はそれらのハイブリッド種）及びそれを原料とする製品。ただし、以下を除く。
  - (a) デキストロースを含む小麦を原料とするグルコースシロップ<sup>(1)</sup>
  - (b) 小麦を原料とするモルトデキストリン<sup>(1)</sup>
  - (c) 大麦を原料とするグルコースシロップ
  - (d) 蒸留液またはスピリッツおよびその他アルコール飲料用の農産品由来のエチルアルコール製造に使用されるシリアル類
2. 甲殻類及びそれを原料とする製品
3. 卵及びそれを原料とする製品
4. 魚類及びそれを原料とする製品。ただし、以下を除く。
  - (a) ビタミンまたはカロチノイドの調製品のキャリアとして使用される魚ゼラチン
  - (b) ビールまたはワインの清澄剤として使用される魚ゼラチンまたはアイシングラス
5. ピーナッツ及びそれを原料とする製品
6. 大豆及びそれを原料とする製品。ただし、以下を除く。
  - (a) 完全に精製された大豆油脂<sup>(1)</sup>
  - (b) 大豆を原料とする天然混合トコフェロール（E306）、天然Dアルファ・トコフェロール、天然Dアルファ・トコフェロールアセテート、天然Dアルファ・コハク酸トコフェロール
  - (c) 大豆を原料とする植物油由来のファイトステロール、ファイトステロール・エステル
  - (d) 大豆を原料とする植物油ステロールから製造される植物スタノールエステル
7. 牛乳及びそれを原料とする製品。ただし、以下を除く。
  - (a) 蒸留液またはスピリッツおよびその他アルコール飲料用の農産品由来のエチルアルコール製造に使用される乳しょう
  - (b) ラクチトール
8. 堅果類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、カシューナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカダミアナッツ、クイーンズランドナッツ）及び堅果類を原料とする製品。ただし、以下を除く。
  - (a) 蒸留液またはスピリッツおよびその他アルコール飲料用の農産品由来のエチルアルコール製造に使用されるナッツ類
9. セロリ及びそれを原料とする製品
10. マスタード及びそれを原料とする製品
11. 胡麻及びそれを原料とする製品
12. 無水亜硫酸及び亜硫酸塩、含有量が10 mg/kg又は10 mg/l（SO<sub>2</sub>換算）を超える場合

13 . ルピナスとそれを原料とする製品

14 . 軟体動物とそれを原料とする製品

(1) 加えてこれらを使用した製品。ただし、欧州食品安全機構が原料となる製品に対して行った調査で、加工によりアレルギー性が増加する見込みがないとされた製品に限る。

## 付属書

### パート A

#### 廃止済指令およびその継続改正

(第 26 条による言及)

理事会指令 79/112/EEC	(1979 年 2 月 18 日付官報 L 33、ページ 1,掲載)
理事会指令 85/7/EEC	(1985 年 1 月 3 日付官報 L 2、ページ 22,掲載) 第 1 条のみ。
理事会指令 86/197/EEC	(1986 年 5 月 29 日付官報 L 144、ページ 38,掲載)
理事会指令 89/395/EEC	(1989 年 6 月 30 日付官報 L 186、ページ 17,掲載)
理事会指令 91/72/EEC	(1991 年 2 月 15 日付官報 L 42、ページ 27,掲載)
理事会指令 93/102/EC	(1993 年 11 月 25 日付官報 L 291、ページ 14,掲載)
理事会指令 95/42/EC	(1995 年 8 月 2 日付官報 L 182、ページ 20,掲載)
欧州議会および欧州委員会指令 97/4/EC	(1997 年 2 月 14 日付官報 L 43、ページ 21,掲載)

### パート B

#### 国内法規への移行期限

(第 26 条による言及)

指令	移行期限	本指令に準拠した市場製品の承認	本指令に準拠していない市場製品の禁止
79/112/EEC	1994 年 12 月 30 日	1980 年 12 月 22 日	1992 年 12 月 22 日
85/7/EEC			
86/197/EEC		1988 年 5 月 1 日	1989 年 5 月 1 日
89/395/EEC		1990 年 12 月 20 日	1992 年 6 月 20 日
91/72/EEC		1992 年 6 月 30 日	1994 年 1 月 1 日
93/102/EC		1995 年 1 月 1 日	1996 年 6 月 30 日
95/42/EC			
97/4/EC		1998 年 8 月 14 日	2000 年 2 月 14 日

付属書V

相関表

指令 79/112/EEC	本指令
第 1 条	第 1 条
第 2 条	第 2 条
第 3 条 (1)副項 1	第 3 条 (1)副項 1
第 3 条 (1)副項 2	第 3 条 (1)副項 2
第 3 条 (1)副項 2a	第 3 条 (1)副項 3
第 3 条 (1)副項 3	第 3 条 (1)副項 4
第 3 条 (1)副項 4	第 3 条 (1)副項 5
第 3 条 (1)副項 5	第 3 条 (1)副項 6
第 3 条 (1)副項 6	第 3 条 (1)副項 7
第 3 条 (1)副項 7	第 3 条 (1)副項 8
第 3 条 (1)副項 8	第 3 条 (1)副項 9
第 3 条 (1)副項 9	第 3 条 (1)副項 10
第 3 条 (2)および(3)	第 3 条 (2)および(3)
第 4 条	第 4 条
第 5 条	第 5 条
第 6 条 (1)(2)および(3)	第 6 条 (1) (2)および(3)
第 6 条 (4)(a)および(b)	第 6 条 (4)(a)および(b)
第 6 条 (4)(c) (i)	第 6 条 (4)(c) (i)
第 6 条 (4)(c) (ii)第 1 インデント	第 6 条 (4)(c) (ii)
第 6 条 (4)(c) (ii)第 2 インデント	第 6 条 (4)(c) ( )
第 6 条 (4)(d)	第 6 条 (4)(d)
第 6 条 (5)(a)	第 6 条 (5)
第 6 条 (5)(b)	第 6 条 (6)
第 6 条 (6)	第 6 条 (7)
第 6 条 (7)第 1 副項	第 6 条 (8)第 1 副項
第 6 条 (7)第 2 副項	
第 6 条 第 1 および第 2 インテンド	第 6 条 (8)第 2 副項(a)および(b)
第 6 条 (8)	第 6 条 (9)
第 7 条	第 7 条
第 8 条 (1)から(5)	第 8 条 (1) から(5)
第 8 条 (6)	—
第 8 条 (7)	第 8 条 (6)
第 9 条 (1) から(4)	第 9 条 (1) から(4)
第 9 条 (5)	—
第 9 条 (6)	第 9 条 (5)
第 9 条 a	第 10 条
第 10 条	第 11 条

第 10 条 a	第 12 条
第 11 条 (1) および(2)	第 13 条 (1) および(2)
第 11 条 (3)(a)	第 13 条 (3)
第 11 条 (3)(b)	—
第 11 条 (4)	第 13 条 (4)
第 11 条 (5)	—
第 11 条 (6)	第 13 条 (5) 第 1 副項
第 11 条 (7)	第 13 条 (5) 第 2 副項
第 12 条 および 13 条	第 14 条 および 15 条
第 13 条 a	第 16 条
第 14 条 および 15 条	第 17 条 および 18 条
第 16 条 (1)	—
第 16 条 (2)	第 19 条
第 17 条 第 1 項	第 20 条 (1)
第 17 条 第 2、3、4 および 5 項	第 20 条 (2)
第 18 条	—
第 19 条 20 条および 21 条	第 21 条 22 条および 23 条
第 22 条 (1),(2)および(3)	—
第 22 条 (4)	第 24 条
第 23 条	—
第 24 条	第 25 条
第 25 条	—
第 26 条	—
—	第 26 条
—	第 27 条
—	第 28 条
付属書I	付属書I
付属書II	付属書II
付属書III	付属書
—	付属書
—	付属書